

第 1 審査会の結論

本件保有個人情報の目的外利用及び外部提供の中止請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った拒否決定は妥当である。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 2 9 年 6 月 1 3 日付けで、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成 1 2 年市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、請求人の課税情報全てについて、保有個人情報目的外利用及び外部提供の中止請求（以下「本件請求」という。）を行った。

条例 1 3 条第 1 項には、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報の記録が利用されている場合（ただし、実施機関の正当な行政執行に関連があるときなど例外規定に該当する場合を除く。）や、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに保有個人情報が提供されている場合（ただし、国、他の地方公共団体等に提供する場合でその業務の遂行のために必要があるときなど例外規定に該当する場合を除く。）には、目的外利用や外部提供の中止を請求することができると規定されている。

なお、本件請求の対象となる保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものである。

- 2 本件請求に対し、実施機関は、請求人が実施機関を被告として提起した課税処分取消訴訟において、実施機関が同年〇月〇日付けで裁判所に提出した、請求人の事業主名を記載した答弁書（以下「本件公文書」という。）と特定したうえで、同年6月27日付けで、目的外利用の中止請求については条例第9条第1項第1号「本市の正当な業務執行に関連があるとき」に該当し、外部提供の中止請求については条例第9条第2項第1号「国（裁判所）に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるとき」に該当するとして、拒否決定を行った。
- 3 請求人は、上記の拒否決定に対し、同年7月7日付けで、拒否決定を取り消し、目的外利用及び外部提供の中止を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年8月1日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張要旨

請求人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 請求人の主張要旨

請求人の勤務先に関する情報が、請求人本人の了解もなく、裁判所に求められていないにもかかわらず、地方税法第22条に違反し、違法に外部に提供した事実がある。地方税法第22条は税務調査によって知り得た納税者等の秘密を保護し、あわせて地方税の賦課徴収を円滑に行うことを目的としている。条例第9条第2項第1号に該当する場合でも、法令に違反して無条件に個人情報を提供することは許されていない。

2 実施機関の主張要旨

請求人が実施機関を被告として提起した課税処分取消訴訟において、請求人の事業主名を答弁書に記載して裁判所に提出したこと（以下「本件提供」という。）は、被告の通常の訴訟上の防御方法の一環として行ったもので、請求人の事業主の記載があっても、訴訟外で請求人に不利益が及ぶなどということは通常考えられず、相当性の範囲内のもので、違法性の問題は生じえない。したがって条例第 13 条第 1 項各号のいずれにも該当せず、目的外利用の中止請求権及び外部提供中止請求権は発生しない。

第 4 審査会の判断

条例に基づく個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、管理及び利用・提供の全般にわたり、その適正な取扱いを義務付けており、この実施機関に課せられた義務の実効性を担保するという観点から、保有個人情報について本人開示・訂正・利用停止の請求制度が設けられている。

当審査会は本件提供について、条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に該当するか判断する。

1 条例第 9 条第 1 項の該当性について

条例第 9 条第 1 項は目的外利用に関するもので、例外項目に該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報の記録を利用してはならないと規定している。請求人は目的外利用の中止を請求したが、目的外利用とは、実施機関内部における、本来の収集目的を超えての利用のことであり、実施機関が裁判所に本件公文書を提出したことは目的外利用に該当しない。

2 条例第 9 条第 2 項の該当性について

条例第9条第2項は外部提供に関するもので、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるときなど、例外項目に該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならないと規定している。本件提供は、裁判所からの求めに基づくものではなく条例第9条第2項には該当しない。

なお、本件提供は、個人住民税の賦課業務に関する訴訟上の防御として、裁判所へ特別徴収義務者を記載した答弁書を提出したもので、個人市民税の賦課業務を遂行するために、登録業務の目的の範囲内で提供したと認められる。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成29年 8月 1日	諮問書の收受
平成29年 8月28日	請求人側意見書の收受
平成29年11月30日	審議
平成30年 3月15日	審議
平成30年 4月13日	審議
平成30年 5月30日	答申